

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第5、議案第25号 公の施設(岩科診療所)の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第25号 公の施設(岩科診療所)の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについてでございます。

詳細は担当課長から申し上げます。

（健康福祉課長 糸川成人君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（深澤 守君） 指定管理の延長の覚書書のことでお伺いしたいと思います。令和元年度に協定書の案を決定するという事なんですけど、その協定書の決定にあたり指定管理の時に日時とか診療時間等の規定があると思うんですけども、それに沿う形で協定書を結ぶという考え方でよろしいんでしょうか。それともその枠を外れて、協定書・・診療所の・・方針等を考えてるのか、町長の方からその基本方針をお伺いしたいと思います。

○健康福祉課長（糸川成人君） 診療の日時とかの変更する予定があるかと・・協議する予定があるかということでございますけれども、やはりあの・・当初計画した時点では、まだコロナの感染症というものがなかった時でございます。そうした中で、このコロナ感染症が発生して経営状況・・病院の経営状況の方もですね、かなり外来患者が減っているというような状況も踏まえまして、もう一度経営計画というのを今振興協会の方に見直しをお願いしているところでございまして、そうした中でやはり、どうしたら・・どういう日程で診療をやったら経営がうまくいくのか、そういうところも含めてですね、今見直しを行なってもらっているところでございますので、今後令和3年度に向けて協議していく中でですね、今の予定している診療日、診療時間から変更があればですね、そちらの方

についても併せて協議をしていくような形になるかと思えます。

○町長（長嶋精一君） 深澤議員がおっしゃいましたけど、まだ細部にわたっては協議してないんですけどね、私どもの方でお伺いしてるのは非常に高齢者が多い町でございますので、今後患者さんの数をね増やしていくためには、往診っていうものは必要ではないかという風に私どもでもお願いしております、決定ではないんですけども向こうの方の理事長の方も前向きなことをいっております。以上です。

○5番（深澤 守君） 先ほどの発言ですと、変えても良いついていう発言なんですけど、これ指定管理のところですねしっかりと何月何日・・曜日決められておりますし時間も・・診察の時間も決められております。これは、議会が決めた議決事項ですのでこれは守っていかなくちゃいけないと思えますけど、それを変更できる法的根拠みたいのありますか。

これ条例ですよ。条例っていうのは守っていかなくちゃいけないものなんですけれども、それを議会の議決をなしにして・・ま言葉悪いですけど勝手に変更できるもんなんですか。

その辺の、この条例に対する考え方ってのをお伺いしたいんです。

○健康福祉課長（糸川成人君） あの、議員のおっしゃるとおり条例ですので、変更する場合には議員のみなさんの承認が必要になるということは十分承知をしております。ただ、振興協会の方としてもなるべく赤字を増やさない様に、いかに経営を安定させていくかという様な協議をしていく中で曜日の変更等、時間の変更等が必要があればですね、そういった中で協議をしていくということになります。で、そこで変更するという事になって行けばですねみなさんの方に説明をさせていただいて、変更していくという様な形になろうかと思えます。

○議長（藤井 要君） 町長・・よろしいですか。

他に・・

○1番（田中道源君） 先ほどこの議案のですね、説明をされた際に前に・・前に上げたんですけど取り下げた経緯というんでしょうかね、覚書と債務負担行為の資料ないから不十分じゃないかということで取り下げたという話の中で、今回覚書が載っております・・なんですけども、債務負担行為の件については今回も載ってはないなと思うんですけども、それについて説明いただけますでしょうか。

- 健康福祉課長（糸川成人君） 債務負担の関係につきましては、令和4年度に協議をしていく協定書の中で細い数字等の・・・その経営状況の見積もり等も出てくるのかなあとお思いますので、そちらにつきましては令和3年度の協議・・・協定書の協議の中でですねお示しできればなあと考えております。
- 1番（田中道源君） ま、令和3年度中に協定書の協議の中で決まっていくことだということを理解できました。で、令和4年度から建設工事ってのが始まる中で、スケジュールとしてですね、この工事発注するにあたって、今日の明日ってわけにいかないと思えますので、何時までに協定書って言うのが締結されているのが、まあ・・・スケジュール的にお尻なのかとか・・・ここまでにはできなきゃいけないよっていう期限と、今どの程度協定書の・・・その向こうとの協議の青写真と言いますか、そういうのが進んでるのかこの2点を教えていただけますか。
- 健康福祉課長（糸川成人君） 協定書の案・・・決定はあくまでも前々年度となると思しますので、案・・・確定する案がいつになるかということでございますけれども、工事、備品購入等令和4年度の予算の中に計上させていただきたいと今考えておりますので、そうすると令和4年度の査定と言いますか、その経費を上げる上では12月頃までにですね、そのぶんの費用を算出・・・概算を出していかなければいけないのかなあとということで今考えているところでございます。今現在のその状況ということでございますけれども、経営状況の方についてはコロナの発生する前の状況のもので今出して頂いておりますので、その時に作った案と言うのは一応ございます。そちらの方を町の案と・・・町の案を協会の方に見ていただいて、こう・・・ある程度すり合わせと言いますか、こういうところはっていうところは何かこう・・・上がってきてはいるんですけども、やはり一番主なところがその・・・債務負担のところになるのかなあとということですね、その部分につきましては、今後また協議をして行くと・・・進めていくというような形になります。
- 1番（田中道源君） 今のお答えでいきますと、12月頃までにはある程度の算出ができて査定に入るために・・・それまでに協議をちゃんとしたいということで、で、もう一点の方の債務負担行為の件については、今協議中とか・・・やっている最中ということなのかなと理解しました。それでですね、あの・・・まあすごく心配なのは、このコロナの関係で、もちろん状況が読めないのはわかるんですけども、ちょうどこの3月の・・・昨日あたりからですかね・・・おととい昨日あたりから、静岡の内部で動き出す様になったという

ことで、コロナの方も一時いい感じと言うか、見通しが良くなってきた様な気がしますけども、今回、今の緊急事態宣言にしても一時良くなってG o T oだとか色々あったにしても、やっぱり冬になってくると・・冬が近づいてくると、またあの・・患者が増えてとかっていうことが想定されるなって思います。あくまで未来のことですから、今そうだとは言えないのは重々承知でございますけれども、コロナのことも踏まえた上で、進めるものは進めて行かないといけないんだろうなと思いますので、算出の負担・・債務負担行為の件、一回で話し合いが終わるとは思えないので、何度か行ったり来たりがあると思いますから、何回かを予定したスケジュール感で動いて頂きたいと思うんですけども、その・・この・・いつまでにやりますってのは、なかなか言えないと思うんですけど、その中で大体・・大雑把で結構ですから、こういう風に動けたらいいなっていうのを教えていただけますか。

○健康福祉課長（糸川成人君） あのと・・確かに何回かやりとり・・あの議員のみなさんと協議を重ねていかないと、いっぺんでは済むものではないということはこちらも十分承知はしております。そうした中で、何時っていうスケジュール・・なかなかこう言うことができないわけですけども、今実際私達の方でもコロナのワクチンの方の接種の準備を進めております。ワクチンの準備が・・ワクチンの接種の方が始まっていけばですね、このコロナの状況もある程度落ち着いて来るのかなというような希望というか想定でいますので、そうした中でですね、早めにやっていければなあということでございます。実際そのコロナではないですけど、インフルエンザについてはですねマスクと手洗いで患者数がかなり減っていると・・ほとんど見られないという状況ですので、コロナの方についてもですねそうゆう予防接種等が始まればですね、そういう効果も期待できるのかなというところを期待しましてですね、そうした中で早め早めの協議というところで進めていければなあと考えております。

○1番（田中道源君） わかりました。それでは、これはちょっと町長にお願いしたいんですけども、不確実なこの予定の中で、一生懸命調整してくれてると思うんですけども、あの・・もうこの日までにやらなきゃいけないんだからといって、このせつづくような形でここで議決が得られないともうできないんですっていうような話の持ってき方にはして頂きたくないもんですから、余裕を持ってですね話し合いができるようスケジュールを組んでいただきたいんですけども、そのお約束というかそういう風にちゃんとするよ

って言うのをお答えいただけますでしょうか。

町長にお願いしたいんですけど・・・。

○町長（長嶋精一君） 私はせつつくようなことはやっておりませんでね、それから今回の場合は、相手があることですからあの・・・しっかりあの・・・もう何時までにどうするという話はまあそういうことしないんですけれども、頻繁にやりとりをして、東京にも訪問します。それであの・・・相手方とですね、あの・・・しっかりとあの・・・齟齬の無いような形でしかも議会のみなさんに応諾していただく様な形でやって参りたいと思っております。今現在は、先ほど課長から話したとおりですね、ワクチン接種の体制づくりで非常にあの・・・土日も返上してやっておるわけでございます。そういうこともご理解いただいて、正しそうはいつでもやるべき事はちゃんとやっていきます。よろしくどうぞお願いします。

○1番（田中道源君） せつつくようなことはしてこなかった、ということでございますから、これから先もその気持ちでお願いしたいと思うんですけども、くれぐれもですね、まだ・・・ま、なんて言うんでしょ・・・これまでの経緯としますと、私個人としては一議員として、ここで議決を取らないと先に進めない協議にも乗っかっていけないんだっていうような経緯ってのがあったと思っておりますので、そういうことの無いようにすね、これは選択せざるを得ないんだっていうような議案の出し方をしないでいただきたいなと思います。ちゃんと協議できるものをいいんだ悪いんだっていうことが、言えるような出し方っていうものをして頂きたいと思うので、ま、そこはお願いしたいと思います。まあその・・・その要望をいたしまして終わりたいと思います。

○議長（藤井 要君） 他に・・・

○2番（鈴木茂孝君） 今のお話の関連ですけれども、12月に\*\*で協議しますよってことなんですが、12月に議会がありますので、せめてやはりその前の議会の9月位までを目処に出して頂ければ、我々も一生懸命勉強しますのでなるべく町にとって有利な状況であったり、町のこれからの将来にとっても大事な事業ですので、我々も一生懸命勉強したいと、そうなるとやはり3か月ぐらいはいただければ十分に勉強できて、12月に間に合うんじゃないかと思っておりますので、なるべくこちらの方から9月ぐらには、何かしらの回答が欲しいというようなお話をしてですね、それを前提にお話ししていただければ、やはり期限というのは切らないと向こうもズルズル行きますし、こちらもなかなか、向こう

をおもんばかって中々せつつけない部分もありますので、やはり9月位を目処に一度出してもらうとやることをしていただいて、それでまた協議するよってという話にしてもらえれば、今言ったように時間が無いんだってという事が無くて、十分にお互い納得できる議論ができた上での協議という事に・・・協定書になると思いますので、その辺をこちらの方からも期限もちょっと考えながらやって提案していくってということも必要じゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 議員のおっしゃるとおり期限を切らないと、ズルズル行ってしまうというその可能性は確かにございます。協定書につきましては、議決事項ではないですので、こういう議会の場に出すわけではなくて、例えば全員協議会の場で協議をしていただいたりとか、そういう形である・・・情報の方と協議の方をやらせていただければなあということ考えています。最近ではその、リモートでの会議と言いますか、ま、担当者レベルですけれどもリモートで会議をやって・・・こないだはだいぶ話しやすかった・・・電話とかメールだけではなくてですね、そういう会議の方法も使っていますので、あの・・・細かく打ち合わせをしながらですね、進めていければなあと思っております。

○議長（藤井 要君） 他に・・・他にございませんか。他に無いようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成いたします。本案については、令和3年4月1日から指定管理をするということに関して、今もうすでにこの時期に来ておりますので、当然不可能なわけです。ですからこれを5年4月1日に・・・これをもう動かすのはやむを得ないと思います。工事の期間とかそれか今の協定書の期間というのは、果たしてこれでいいかっていうのも、コロナの状況とか工事の施工可能とかそういったことを含めてやらな

ければ、本当の期限ていうのは出てこないと思うんです。ま、それについては、今後いろいろ協議をする中、そして実際に工事やるっていうことになると、予算化でそれは議会の方に上がってくると思いますので、そこでしっかりと議論してきたいと言う風に思っています。まだ5年っていいまでも、今のコロナの状況がほんとに良くなるかどうかと・・・まだ未定ですので、場合によっては再度延期って当然考えられるわけです。その辺りをしっかり見据えていただいて、今後進めていただきたいと思います。今後5年の4月1日とりあえずといったは失礼ですけど、これをやらなければ当然今できないわけですので、それについて賛成いたします。

○議長（藤井 要君） 次に、反対討論ある方・・・

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論の方・・・

○6番（渡辺文彦君） この案件は、あくまでもその指定期間の変更っていうことがテーマであります。その変更に至った理由は、このコロナウイルスの感染状況が大いに影響していて、これがなければおそらく事業を予定していたスケジュールで行われていたものと僕は理解しています。今回この変更に至った理由がコロナウイルスによる影響である以上ある意味では仕方が無く、またそれに対して町も指定管理者の方も今後のスケジュールに対して、覚書を交わし調整しているってことに対して、そこは理解できますものでこの期間延長・・・令和5年からの期間延長に対しては、妥当な判断だと思っております。そういう意味で私はこの議案に対しては賛成いたします。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第25号 公の施設(岩科診療所)の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---